

2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う
公費支出に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成31年2月25日（月曜日）
午前10時00分～午前11時56分
2. 場 所 議 場（委員会室）
3. 出席委員 安 富 法 明 委 員 長 下 井 克 己 副委員長
 竹 岡 昌 治 委 員 岩 本 明 央 委 員
 山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
 高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員
 杉 山 武 志 委 員 末 永 義 美 委 員
4. 欠席委員 荒 山 光 広 議 長 秋 山 哲 朗 委 員
5. 出席した事務局職員
 綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 大 塚 享 議 会 事 務 局 長 補 佐
 篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 任
6. 説明のため出席した者の職氏名
 な し
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○委員長（安富法明君） おはようございます。ただいまより、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に関する事項についてを議題といたします。

前回の特別委員会では、報告書素案の作成のうえ、報告書素案について弁護士にチェックをいただくことで委員の皆様の確認をいただいたところであります。

これを受けまして、先般、美祢市の顧問弁護士を副委員長とともに訪問し、本委員会での記録及び資料を添えて、報告書素案の内容のチェックを依頼し、先日その回答がありました。

この弁護士からの回答に基づき加筆修正を行い、委員会調査報告書案としてまとめ、委員の皆様には先日、この委員会調査報告書案を配付・送信したところであります。

それでは、この内容について、1ページ、目次を開いてみてください。よろしいですか。

このうちの、かなり詳細、あるいは委員会の名簿等ついておりまして、1の調査の目的、2ページですね。それから8調査の内容と結果、16ページ。（1）が事実関係、（2）が問題点と委員会の判断。ここにつきまして副委員長、下井克己君に朗読をいたさせます。副委員長、よろしく申し上げます。

○副委員長（下井克己君） それでは、着座にて読まさせていただきます。

1 調査の目的

美祢市は、2008年3月21日に市町合併し、「交流拠点都市」の創生を目的に交流人口の拡大の取り組みを進めている。

とりわけ、日本屈指の大鍾乳洞「秋芳洞」や我が国最大級のカルスト台地「秋吉台」などの卓越した観光資源を有する本市にとって、近隣諸国への観光客のさらなる誘客活動は非常に重要であると捉えている。

特に、台湾を中心とした国際交流に関しては、全国の基礎自治体として単独で初めて台北に事務所を開所するなど、本市のような小さな自治体が他の自治体を先導してきた実績と誇りがある。

そのような中、昨年10月下旬から11月上旬にかけて実施された台湾出張中

(2018台中フローラ世界博覧会への出席及び「台中宣言」の調印、台北野柳地質公園表敬訪問)の西岡市長及び同行した市議会議員の不適切な行動について、日本全国はもとより、台湾国内でも報道されるに至った。

これにより、広く本市の印象を損ね、これまで先人が築いてきた本市の信用を大きく失墜させる事態となっている。

そこで、美祢市議会として、本件が市民や報道機関をはじめとする社会的関心事であることを踏まえ、議会自ら、本件出張の目的は達成されたか、効果は得られたか、また、出張に係る事務の執行は適正に行われていたか、などを検証する責務があると考えた。

したがって、本件出張に係る公費支出の妥当性について、総合的な観点から調査、検証を行い、明確な議会の意思決定を行うため、調査特別委員会を設置した。

16 ページ、

8 調査の内容と結果

(1) 事実関係

ア 訪台の経緯

台中市長から、平成30年6月1日付、文書により「台中宣言」の賛同者としての調印を求められ、同時に台中宣言の調印が行われる「2018台中フローラ世界博覧会」の開幕式へ参加の招待を受ける。

その後、平成30年9月21日、台中市政府観光旅遊局とのメール文書により、本市訪問団に関する経費負担等について連絡、また、訪問団渡航調査表(訪台予定表)の返信を求められ、山口県、山口市の方を含む主要な訪台者について回答している。

最終的に本市から訪台した9名の選定過程等については、委員会において説明を求めているが、訪台者は西岡市長、徳並議員、戎屋議員、綿谷議会事務局長、西田観光商工部長、早田観光振興課長、神田観光振興課長補佐、阿武政策調整係長及び美祢市観光協会の山本会長であった。

イ 訪台の目的と経費

訪台の目的は、

平成30年11月から平成31年4月に開催される「2018台中フローラ世界博覧会」は、台中市を中心に開催され、台湾全土からの来場者のみならず世界

から注目されている国際イベントとなっている。

山口県では平成30年9月14日から11月4日までのあいだ、山口市を主な会場として、全国都市緑化やまぐちフェア「山口ゆめ花博」が開催され、花にまつわる博覧会を期に、相互交流・情報発信の契機になるものと考えられる。

こうした中、インバウンド事業における重要な位置づけの台湾と交流を進めている本市と観光交流パートナーシップ協定を締結している山口市とが共同して開催する「(仮称)美祢市・山口市シティーセールスデー」を実施することで、今後の台中市並びに台湾との観光・経済交流を一層深めていく。

また、開幕式では、経済と科学技術の発展を追求し自然環境への配慮が希薄となっている現在、自然と人類が、また自然と経済や科学技術が共存できる「台中宣言」を山口県・山口市と共に賛同することとしている。

美祢市観光協会が野柳地質公園と観光に関する協定を締結しており、今回、市長をはじめとした職員が表敬訪問することで、今後、文化交流・人的交流を深めていく契機とする。

また、この訪台に要した経費(公費支出)は9名分の旅費のほか、渉外費、消耗品、手数料、使用料及び賃借料等の総計で143万4,331円であった。

なお、本市はこの訪台において訪問団という形態をとっていないため、団長は存在しないが、9名の代表者は西岡市長であった。

ウ 証人尋問による証言内容

公費支出の妥当性に関する調査として、西岡市長及び同行した戎屋議員、徳並議員の平成30年11月4日夜の行動について、100条委員会の証人尋問における証言及び委員会に提出された記録、資料をもとに以下を述べる。

平成30年11月4日、美祢市観光協会が観光に関する協定を締結している野柳地質公園の歓迎レセプションに本市からは上記3名を含む9名(全員)が参加した。なお、西岡市長は、歓迎会において、相当量の飲酒をしており、「瓶ビールを合算したら約10本以上、日本酒を5合以上、紹興酒を5合以上は飲んでいるというふうに思っております」と証言している。

野柳の歓迎レセプション会場から宿泊する台北のホテルに向かう借上げバスの中で、戎屋議員と徳並議員がホテル到着後に2次会に行く約束をした。

宿泊先のホテルには、午後9時30分頃到着後、2人の議員と相談のうえ、西

岡市長も２次回に加わることとなる。

その後、ホテルの外で待ち合わせ３人が合流する。なお、西岡市長は、ホテルから外出することを秘書に連絡したり随行を求めたりすることをしていない。

ホテルを出発した直後、ホテルの従業員を名乗る現地の男性が現れ、（２次会の）店を紹介すると話しかけられる。

西岡市長と現地の男性が会話をしながら、議員２人を先導するかたちで案内される店に向かう。

道中、西岡市長と現地の男性に遅れながら付いていく２人の議員は、案内される店までの距離が長く、時間がかかることを懸念し、２、３度「帰ろう」と西岡市長に告げているが、現地の男性から「もう少し、もう少し」と繰り返し言われ、案内される店まで同行している。

現地の男性に案内されたのは、いわゆる風俗店（カラオケ店型）であったが、３人とも入店時に風俗店であるとの認識は抱かなかったと証言している。

なお、西岡市長は店を案内した男性に対し、お礼として持合せの小銭でチップ「２３０台湾ドル」程度を支払っている。

カラオケ店に入店後、３人がそれぞれ、料金（３，０００台湾ドル）を現金で支払い、カラオケを始める。その後、突然女性が半裸に近い格好となり、接待を始めたため、「風俗店」だと気づき、その２～４分後に議員２人とともに西岡市長も退店する。なお、カラオケ店の滞在時間は１５分～３０分程度だと証言されている。

カラオケ店を出ると、店を案内した男性が近くに居り「早いね、時間はまだある」というような言葉をかけられる。

戒屋議員は風俗店を紹介した男性に憤りを示したと証言しているが、西岡市長は土地に不慣れであることからその男性に宿泊ホテルまでの道案内を頼んだと証言している。

タクシーを利用しなかった理由について、「待ち合わせがなかった」と西岡市長が証言している。

宿泊先のホテルまでの帰り道についても、行きと同様、西岡市長と現地の男性が議員２人を終始先導した。西岡市長は「男性とは台湾に関わる会話などをしながらホテルに向かった。議員２人とは最大１００メートルぐらい離れていた」と

いう内容を証言している。

なお、カラオケ店を出てから宿泊先のホテルに帰る際、議員2人との距離が開きすぎたため、西岡市長は宿泊先のホテルの近くにあるコンビニ店に立ち寄っているが、コンビニに到着するまでの帰り道で現地の男性から「女性は必要ないか」との話をもちかけられ「必要ない」と断ったと証言している。

その後、西岡市長はコンビニに立ち寄り、お茶を買って飲みながら2人の議員を待っていたと証言している。

西岡市長は、遅れてきた議員2人の姿が見えたため、コンビニを出たところ、現地の男性と5、6人の女性に囲まれ、現地の男性から「どの子がかわいいか」などと声をかけられ、料金（5,000台湾ドル）の提示なども受けている。

遅れてコンビニ前に到達した議員2人のうち、戎屋議員にも現地男性から声をかけられているが、戎屋議員は断りホテルに帰ったと証言している。また、徳並議員は、途中で煙草を吸っていたため、少し遅れてコンビニの前に差しかかった。その際、西岡市長が現地の男性及び4、5人の女性と話をしていたが、そのまま通り返り過ぎてホテルに向かったと証言している。

この状況について、西岡市長は、「両市議会議員の方が、後ろから私を追い抜いて行く時にも、男性から2人に「女性はどうか」という話をされていたと思う」と証言している。

西岡市長は、コンビニ前で現地男性と数人の女性に囲まれ一定の間、話を続けていた理由について、現地の男性と台湾のこと等を話していたことや、腕を掴まれたため拒絶するといったやりとりがあったことを述べ、その際、現地の男性から女性を勧められ料金のやりとりもあったが、断りホテルに帰ったとも答えている。

その後、先にホテルに帰った2人の議員がロビーで休んでいると、遅れてホテルに帰ってきた西岡市長の後ろを女性がついてきており、西岡市長の乗ったエレベーターにその女性も乗った。

西岡市長は、この女性について、コンビニ前に居た女性であることを認めたいうえ、「ホテルの前で振り返ると付いてきていた」、「エレベーターに乗る前に「お見送り」か「おやすみ」かは定かではないが、片言の日本語を話していた」、「エレベーターにその女性と乗ったが部屋には入れていない」と話している。

(2) 問題点と委員会の判断は

美祢市議会は、平成30年9月定例議会において、これまで度重なる執行部の事務手続き等の不備を指摘のうえ、専決議案1件及び決算議案2件について、それぞれ、不承認（賛成多数）、不認定（全会一致）とした。

さらに、同定例議会の平成30年10月26日（本会議最終日）には「市民の市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議」を議会の全会一致で可決し、西岡市長に対し文字どおり市民の市政に対する信頼回復を強く求めている。

これは、本市の事務事業の実施にあたり庁内協議の不足、チェック機能の欠如など、組織として正常に機能していない現状に対する議会からの警告であった。

台湾訪問事業はその議会の議決から約1週間後に実施されている。

本事業については、事業目的のとおり、インバウンド事業における重要な位置づけとして台湾との交流を進める本市と観光交流パートナーシップ協定を締結している山口市とが、2018台中世界博覧会において共同事業を開催することで、今後の台中市並びに台湾との観光・経済交流を一層深めていくこと。

また、美祢市観光協会が観光に関する協定を締結している野柳地質公園に市長をはじめとする職員等が表敬訪問することで、今後の文化・人的交流を深めていく契機とすることなど、本市が強く推進する台湾との国際交流事業である。

そのほか、本市と台湾との交流については、平成25年4月に南投県水里郷と友好交流促進に関する確認書を締結し、教育交流、市民海外研修、中学生の交流事業等を実施するなど「小さなまちの大きな国際交流事業」として成長している。

したがって、本事業に対するこのたびの公費支出について、議会は否定的な立場をとるものではない。

しかし、今訪台の出張期間中である平成30年11月4日の公務終了後、西岡市長、徳並議員及び戎屋議員が台北市内でとった行動は公職の立場にある者として、大きな問題がある。

西岡市長の行動は、秘書に連絡をすることなくホテルを外出した後、議員2人を伴いいわゆる風俗店（カラオケ店型）に入店し、店員の女性が上半身の服を脱いだことから風俗店であると認識した後はすぐに退店しているとはいえ、15分から30分程度は滞在したというものである。また、西岡市長は、買春自体は認めていないが、少なくとも買春に関するやりとりがなされた現場にいた現地女性と

ともに、ホテルのエレベーターに同乗しているなど、社会通念上、買春の事実を疑われても致しかたない状況であると考えられる。

これらのことにより、本市が国際交流という相互の信頼関係のもと、これまで積み上げてきた台湾当局からの信用を大きく失墜させるとともに、市民が対外的な羞恥の目にさらされる結果となっているのも事実である。

また、このたびの訪問使節の代表者が事実上、西岡市長であったことを考えると、代表者自らが信用失墜行為をとったことになり、その責任は非常に重大であると言わざるを得ない。

これらの行為は、市長という公職者としての自覚と責任に欠ける極めて軽率で、危機管理意識を著しく欠く行為であり、誠に遺憾である。

以上のことから、このたびの訪台における公費支出の妥当性については、事業本来の目的、効果の一部は達成できたものと考えますが、出張中の西岡市長、徳並議員及び戎屋議員の行った行動により、本市の対外的なイメージダウンは明らかであり、そのマイナス効果は計り知れないものであると考える。

以下、見解が異なる委員の意見について述べる。

西岡市長の買春疑惑の件について、女性とホテルのエレベーターに乗ったことは証言で認めているが、そのことをもって、疑惑があるとは言えない。

女性を部屋に招き入れたという確たる証拠はなく、不適切（不祥事）な行動だとは言えない。

当日の公式行事（公務）終了後の行動であると理解している。

との意見があったので、申し添える。

以上です。

○委員長（安富法明君） 以上が、調査の目的並びに調査の内容と結果であります。

ここで、皆さんからの――委員からの質疑を受ける前に、21ページ、今読み上げました最後のほうになるんですが、7行ほどですね、「以下見解が異なる委員の意見について述べる」以降ですが、このことについて、顧問弁護士のほうから報告を受けた中で、こういうふうな記述をされております。読み上げます。

報告書案、10行目、今申し上げたところですが、「以下の段落については、特別委員会としてとりまとめた結果を調査報告として行うという性質上、個別の異なる見解を付記することは一般的ではないと思われま

て反対意見や補足意見を含めて記載するということが合意が得られたのであれば、個別に見解を付記することが否定されるわけではありません」。こういうふうな指摘を受けております。

以上のことをですね、考慮された上で、これから、委員の皆様方のこの報告書に対する御意見を伺いたいというふうに思いますが、質疑はございますか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 委員長にお尋ねします。この報告書の骨子といたしますか、ストーリーといたしますか、全部は、委員長お一人でお考えになったのでしょうか。副委員長と相談されたのでしょうか。

○委員長（安富法明君） 基本的には、委員長が原案といたしますか、たたき台として作成しておりますが、のちに事務局等の報告書としての体裁と加筆を加え、さらには弁護士にも相談を受けるという約束でございましたので、そのようにして作成しております。過程について、副委員長も目を通しております。

以上でございます。山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、この報告書に対する私の意見を述べさせていただきます。

この報告書には6回の調査特別委員会の公平公正な結果が求められるものだと思いますが、委員長の私見ともいべき偏った見方で作成されており、到底承服できるものではありません。

本来100条委員会は、客観的に物事を見ること、すなわち、誰が見てももっともだと思われるような立場で物事を見ることが必要とされており、また、公平公正性を求められるものです。

20ページ、後ろから3行目から21ページ1行目に、「西岡市長は、買春自体は認めていないが、少なくとも買春に関するやりとりがなされた現場にいた現地女性とともに、ホテルのエレベーターに同乗しているなど、社会通念上、買春の事実を疑われても致しかたない状況であると考えられる」とありますが、まず買春というような露骨な言葉は、この100条委員会ではあまり使われていなかったと思います。それにもかかわらず故意に強調されるがごとく使われているような気がいたします。

また、社会通念上疑われても仕方がないとはどういうことでしょうか。社会通念上とは、一般的に見てという意味であり、大多数の人が当たり前と思う事柄をいう

ものであり、この100条委員会の中で多数決をとった結果でもなく、委員長の独断による判断にすぎません。

以上、この4行については、私は削除を求めます。

次に、議員2人の証人喚問の中で、「1階でエレベーターに乗ったのは見たが、部屋に招き入れたかどうかまでは見ていない」という証言は大変重要な部分であり、また、疑惑を証明する確たる客観的な証拠も証人にも何もないという事実も非常に重要であるにもかかわらず、何ひとつこの報告書には記されていません。ただ、最後の6行に、補足的にこういう意見があったので申し添える程度の全く私たちの意見を無視するような報告書になっています。疑惑が解明されていない以上、疑いがあるという意見、疑いはないという意見、両論併記の報告書にしていきたいと思います。

本来、議会に与えられている100条委員会の調査権は、警察などの捜査機関ないし司法機関のものとは異なるものであり、おのずと調査権の限界というものがあります。6回の調査特別委員会で、市長に対する疑惑がよくも悪くも解明されたとはいえ到底言えない状況で、無理やりこのような一方的な報告書を市民に提示することには反対いたします。ぜひ再考をお願いしたいと思います。

それから、20ページになるとと思いますが、確かに竹岡議員の発言でありましたが、これは載せる必要があるのか。庁内協議の不足、チェック機能の欠如などと、今回の100条委員会で調査したことは、その因果関係まで議論されたわけではなく、報告書に記載すべき事項とは思われません。

それから、2人の議員の行った行動にまで言及するのは、100条委員会の結果報告とはかけ離れたものではないかと思います。2人の行った行動についての議論はこの中ではされなかったと思います。100条委員会の中ではされておられません。2人の議員の責任については、懲罰動議や政治倫理審査会で追及されるべきものであり、あくまで、地方公共団体の事務に関する調査を行うという、100条委員会の趣旨にのっとったものではないと思います。

以上、意見を述べます。

○委員長（安富法明君） ほかに。三好委員。

○委員（三好睦子君） 意見を述べさせていただきます。21ページの下から10行目なのですが、「出張中の西岡市長と徳並議員及び戎屋議員の行った行動により、

本市の対外的なイメージダウンは明らかであり、そのマイナス効果は計り知れないものである」との記述で終わっていますが、その責任についてどのようにしたとかという報告が必要だと思います。

台中フローラ世界博覧会に合わせて開催された台中宣言は、世界各国が参加する、世界が注目している国際的なイベントでした。しかも、美祿市がインバウンド事業と位置づけている台湾との関係から見ましても、今回の出張は重大な任務があったと考えます。公務終了後といえども、不適切な行動について、日本全国はもとより、台湾国内でも報道されたことで、責任は明確にする必要があると考えます。

委員会として責任についてどうするのか、討論する必要があると思います。その結果についての報告がないということで、この部分について——討論のことを委員長はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（安富法明君） 委員長の見解を求められたわけですよ。三好委員。

○委員（三好睦子君） 結果について、記述がないということで、責任についてどのようにしたかの報告がないということで、その報告について、この委員会として討論をする必要があると思いますが、そこをどうか皆さんと一緒に、この委員の皆さんと討論するべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（安富法明君） もちろん報告書ですから、報告書に対する質疑を求めています。だから現状で、この質疑の中でも討論の性格に似た、実質的になっていきますか、最終的に、議会から付託を受けた委員会としての報告を出した上での討論もあろうかと思いますが、その場合に報告書にそれが加味されることはありませんから、この場でもし御意見があれば十分におっしゃっていただけたら結構かなと思います。三好委員。

○委員（三好睦子君） 私が思うには、「計り知れないものがある」と、これで終わっているのは、何か文章としては不完全というか、尻切れトンぼというんですかね。その記述で終わっているということについて、このようなことがあった、100条委員会ですらこうしてこうなったと。しかし、責任についてどうしたってという報告があるということが、言いたいのであって——言いたいのです。

以上です。

○委員長（安富法明君） 基本的にですね、100条委員会では懲罰等を課すような選択肢は、私はないというふうに思っております。三好委員。

○委員（三好睦子君） それについては、分かりますが、この文が途中で止まっているのではないかと、こういう方向にしたとかいう、これからの方向性とか、そういうのがあるのではないかと思います。

○委員長（安富法明君） 要するに、三好委員あれですよ、市長なり2人の議員のとられた行動によって、著しく美祢市の信用を失墜したと。そういうことに対する責任をこの文章に文章として加えないといけないのではないかというふうな発言に聞こえるんですが、そういうことですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 100条委員会でのどのような方向に——どのような方向性というか、方向ではないんですね。このように責任について、2人の——私が言いたいのは、国際——台中宣言、世界が注目する台中宣言、本当に重要な大会であって、このようなことの場合において、先ほども述べましたが、責任ですね。こういった世界が注目するような重大な出張が、大変重要な任務があったと。それについてこういうことが行われたと。それについて報告の中では「計り知れないものがあると考え」で終わってるので、その後どのような結論にしたのかっていうのがあるんじゃないかと思うんです。

○委員長（安富法明君） 御意見として伺っておくわけにはいきませんか。

基本的に、懲罰委員会のように、本件結果をもって、市長なり2人の議員に何らかの責任を負わせるってことにはならないというふうに考えております。御理解がいただけませんか。意見は意見として、お伺いはいたします。とりあえずそういうことです。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほど、山中委員が、私の名前をおっしゃって、20ページですね、20ページの上から6行目、6か7、「庁内協議の不足、チェック機能の欠如など」以降は削除すべきだとかいう話だったんですが、このことは、私は市政に対する信頼の回復に努めることの決議に由来して言ったわけではありません。

この本事業を実施するにあたりまして、当然予算もない。そうした中で、じゃあどういうふうにして行くと決めたのか、その辺の経緯もない。それからですね、予算は寄せ集めをして消化しておられます。さらに、どこかで表現されております。今回は、訪問団という組織もつくってない。いわゆる訪問団という形をとってですね、誰が責任者なのか、誰が幹事なのか、誰が市長に対する秘書役をするのか。そういうものが全て協議されてないということから、私は意見を申し上げたつもりで

ございます。

ましてや外国に行くわけですから、市長が出て、公務以外であろうと何であろうと、万が一けがしたとき、どうするのかと。危機管理もまったく議論されていないんです。そのことをもって、私は、庁内協議の不足、チェック機能の欠如、いわゆる組織として、正常な機能をしていないんじゃないかということ、申し上げたつもりでございます。

以上です。

○委員長（安富法明君） ほかに。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 私からは3点あります。一つはですね、私は真剣に聞いておりまして聞き漏らしているところはないと思いますが、100条委員会等が出ていない部分の記載があるのではないかという、先ほど山中委員のほうからも話がありました、私もここは疑問に思っております。

それから、2点目、今、竹岡議員からですね、こういう発言をしたというお話があったんですが、先ほど委員長が一番最初に、弁護士の方に相談されたというところでですね、「以下、見解が異なる委員の意見について、述べる」というところを記載するのはいかなんかという弁護士のほうのお話があったというお話ですが、先ほど竹岡議員の発言のように、委員会の判断の文面のほうに組み入れてはいかがかという思いがしております。そうすれば、双方いろんな方の意見が組み入れられた報告書になるのではないかと。

それから3点目ですが、公費の支出——この100条委員会というのは公費の支出を論点とするものでありましようが、公費の支出については、21ページ中段「以下のことから」とありますように、妥当性が述べられておりますが、本来の100条委員会の趣旨を考えますと、付随する部分の記載が余りにも多いと。いろいろ載せないですね、最後に到達しないんだというお考えもお持ちかもしれませんが、20ページの9行目にもありますけど、公務終了後とあり、公職としてどうなのかという論点になっておると。報告書の文脈が少し揺らいでいるのかなという思いがしておりますので、その辺を踏まえて修正していただけたらと思います。

○委員長（安富法明君） 杉山委員の発言なんですが、山中委員が言われましたってということで、100条委員会が出ていない部分。具体的に示していただけないかというふうに思いますが。

それと、公務終了後だからってということで、本件で扱った事案について——要するに公務終了後だからということですか。たとえばですね、議論の中で今まで出たというふうに思うんですが、公務の役割のどこまでが公務かっていうことについては、委員会の中での議論でもあったというふうに思われますが。

一定の終了後じゃ全くこれが……今回は、市長以下風俗店に行かれたあたりが全部公務じゃないって判断で言われているわけですか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 先ほどお話しましたが、公務終了後とあり、公職としての立場の問題点となっているというふうにお伝えしました。

ですから公職にある以上は問題として取り扱ってもいいのではないかという考えは持っております。

○委員長（安富法明君） その先に言いました、100条といますか、この委員会において、取り上げられていない部分についての具体的な指摘っていうのはされますか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 幾つかあるんですが、例をお話しさせていただきますと、これは100条委員会の報告書であってですね、問題点と委員会の判断というところで、他の台湾訪問事業はという周辺ですね、これらっていうのは、この100条委員会が出た問題ではなく、特別委員会でお話をされた話じゃないかなと思っております。

○委員長（安富法明君） 杉山委員の言われる特別委員会っていうのは、今回の話じゃないですか。いつの特別委員会。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 特別委員会というのがですね、100条委員会を設置するための特別委員会が設置されて、そこでどういった質問をし、どういった人間に尋問していこうかというお話がされたと思います。その中で、この文面が出てたんじゃないかと。100条委員会の報告書です。100条委員会の中で出たお話じゃないと私は思うんですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（安富法明君） ちょっと見解が分かれております。基本的に、100条の調査権をもって証人喚問等行っておりますけれども、委員会そのものは98条も含めて実施をするっていうことは明記をされておりますから、ちょっと暫時休憩し調整したいっていうか、見解の相違点を明確にしたいというふうに思います。

暫時休憩します。

午前10時45分休憩

午前11時51分再開

○委員長（安富法明君） 休憩前に続き会議を開きます。

いろいろ修正についての御意見が今出ておるところなんですが、まだほかに発言を希望される方があるみたいであります。

一つだけ、本日出た意見の中で、ともに委員の皆さんに御理解をいただきたいところが実はございます。

最初から申し上げておりますように、本特別委員会は、3ページをちょっと開いてみてください。よろしいですか。報告書の3ページ、これの3、調査権限「本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する」ということです。

つまり98条に対する調査も一応前段で行っており、この中において、100条の調査権を使わなければ証人喚問等ができませんので、そういうふうな議事の進行になっておることは理解をしていただきたいと思えます。

それで表題等について——表紙ですね、「100条委員会調査報告書（案）」というふうになっております。こういうふうになっているところから、ちょっと誤解が生じたのかなというふうな思いはあります。ただ、調査の目的を会議の前にいつも申し上げますが、「2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会」ということであります。このことは、よく御理解をしておいていただきたいというふうに思えます。

それで、本日欠席の方も実はありますし、まだ意見が多数あるようでございますので、本日出ました、今までに出た意見を調整をしても、まだあと意見がかなりあるという見込みでございますので、本日はこれにて散会をしたいというふうに思えます。

次回の予定ですが、3月14日が一般質問の予備日になっております。まだ、一般質問が出そろっておりません。27日が締め切りになっておりますので、これの様子でもし可能であれば、3月14日、一般質問の予備日をもって委員会開けたら。もしこれができなければ、次の15日金曜日、この両日ぐらいのどちらかで次の委員会が開催できたらというふうに思っております。

確定次第、委員の皆様にはお知らせをしたいと思いますから、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

午前11時56分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年2月25日

2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う
公費支出に関する調査特別委員長